

患者様へ

厚生労働省から発出された「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」に準じ、以下に該当する患者様の施術はできかねますのでご了承ください。

- I. 発熱（37.5 度以上 かつ 呼吸器 症状 を有している。
- II. 以下の（ア）（イ）（ウ）の 曝露歴のいずれかを満たす。
発症から 2 週間前以内に
 - （ア） 新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある
 - （イ） 発症から 2 週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた（又はその者）と濃厚接触歴がある
 - （ウ） 入院を要する肺炎が疑われる

帰国者・接触者相談センターや専門医療機関に電話相談し指示を受けて頂きますようお願い致します。

